

北上市みどりのまちづくり審議会公募委員の募集要領（案）

北上市自治基本条例第 18 条第 2 項及び北上市みどりのまちづくり条例第 13 条第 3 項第 2 号の規定により、市におけるみどりの推進に関する重要な事項を調査審議する北上市みどりのまちづくり審議会の委員を次のとおり公募します。

記

- 1 応募資格 市内に在住、在勤、在学する方及び市内でまちづくり活動（市民活動や市政に関わる公益的活動）をする団体に所属する方で、北上市における緑化政策（緑化、公園など）に関する具体的な関心を持つ、満 18 歳以上の方。平日の日中に開催する会議に出席できる方。
ただし、次のいずれかに該当する人は申込みできません。
 - （１） 日本の国籍を有しない人
 - （２） 成年被後見人又は被保佐人
 - （３） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - （４） 北上市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - （５） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 2 募集人数 2 名
- 3 募集期間 令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 10 月 14 日まで
- 4 委嘱期間 2 年間
- 5 報 酬 審議会 1 回につき日額 6,900 円（会長の場合は 7,400 円）が支払われます。
- 6 費用弁償 片道 4 キロ以上の場合、距離に応じて費用が支払われます。
- 7 応募方法 指定の申込用紙を直接持参、郵送又はメールで提出してください。
- 8 選 考 面接を行い、決定します。なお、応募用紙下段の自由記入欄は選考審査の対象となります。
- 9 申 込 先 〒024-8502 北上市上江釣子 17 地割 201 番地 2
北上市役所江釣子庁舎 都市計画課 公園緑地係
電話 0197-72-8279（直通）
E メール：toshi@city.kitakami.iwate.jp
- 10 申込用紙 北上市役所江釣子庁舎 2 階都市計画課に設置するほか、ご希望に応じて郵送します。また、北上市公式ホームページからもダウンロードができます。
- 11 審 議 会 第 1 回審議会は 11 月中旬を予定しています。